

○ 財務省告示第百三十四号
平成二十六年三月十七日施行規則
条件等を次のとおり告示する。
政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省
行二令第六号～第五条第十一項の規定に依る。
政資金調達事務取扱規則

國庫短期財務大臣麻生太郎
(第四百三十七回)

の法律発行の名称及び記述

四 発行方法
三 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によ「振替法」といふ。その規定
も加、「と行の者財同一發行」といふ。その規定
にご務時といふ。その規定
よと大にいふ。その規定
るに臣行う。その規定
発応がわく。その規定
行募各れ及「札わする。その規定
へ限國るび価一れ。その規定
以度債入価格とる。その規定
下額市札格競い入の法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 六 四 十 五	額 七 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 百 千 万 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 円 七 五 千	金 万 金	の 度 債 る か 込	競 債
	額 円 額	応 額 市 。 ら み	競 争 市
	六 五 百	募 の 場 そ の	入 場
	億 百 八	額 範 特 の う	札 特
	六 五 十	を 圏 別 応 ち	發 別
	千 十 八	割 内 参 募 応	行 参
	六 円 億	り に 加 額 募	「 加
	百 九	当 お 者 を 価	と 者
	十 千	て い ご 順 格	い 。
	万 七	る て と 次 の	う 第
	九 百	。 各 の 割 高	。 I
	千 六	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發	
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行	
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價	
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 六 年 三 月 十 七 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 期 六 月 、 そ が の 銀 十 六 日 業 業 日 に	額 面 金 額 を 支 き 償 は 還 、 期 六 月 、 そ が の 銀 十 六 日 業 業 日 に	償 當 し た 成 大 額 を 六 年 六 月 六 日 業 業 日 に	た 成 し た 成 二 十 六 年 六 月 六 日 業 業 日 に	平 成 大 額 を 百 円 に う 、 期 六 月 、 そ が の 銀 十 六 日 業 業 日 に	額 面 金 額 を 支 き 償 は 還 、 期 六 月 、 そ が の 銀 十 六 日 業 業 日 に	額 面 金 額 を 百 円 に う 、 期 六 月 、 そ が の 銀 十 六 日 業 業 日 に	額 面 金 額 を 百 円 に う 、 期 六 月 、 そ が の 銀 十 六 日 業 業 日 に

十額の十額 平す額の振
九面応九面 成るの記替
錢金募錢金 二。整載法
二額価一額 十数又の
厘百格厘百 六倍は規
八円五円 六年 の記定
毛に毛に 三月 金録に
つ以つ月 三月 額はよ
き上月十七 に、る
九の九日 よ最振
十そ十日 る低替
九れ九円 も額口
九れ九円 の面座
九れ九円 と金簿